

寒川町自治基本条例の推進に必要な規則(案)及び付帯意見書

平成 19 年 4 月に寒川町自治基本条例が施行され、条例の推進に関して協議し町長へ提案する組織としてまちづくり推進会議が設置されました。その後、自治基本条例の推進について様々な議論を重ね、ここに「寒川町審議会等の会議の公開に関する規則(案)」と「寒川町パブリックコメント手続きに関する規則(案)」の 2 件の案を提出いたします。

寒川町自治基本条例の目的である「町民主体の自治の実現」に向け、町民が権利を行使し責任を果たすには、まず寒川町を知ることが必要不可欠です。

そして町も、寒川町自治基本条例に則り、各種会議の公開そしてパブリックコメント手続きの整備を図り、町政運営に対する町民の参画を推し進めるために、真摯に取り組む姿勢を示すことが重要であると考えます。

この 2 件の案は、どのようにすればその規則が形骸化せず、確実に住民主体の自治の実現への第一歩になるかを、十分に議論して出したものであります。

これまでの各種会議の開催や、計画の策定・施行の手続きなど、これまでの行政事務と比べてその内容が大きく変わるものですが、すでに他の多くの自治体では取り組まれていることであり、まちづくり推進会議としてはぜひとも寒川町において実施するべきものと考えます。

寒川町自治基本条例により設置された、まちづくり推進会議の意志を最大限に優先していただき、クリーンで透明な開かれた町政による「住民主体の自治の実現」のために、原案通りでの規則運用に向け、決断とそして行動をお願いいたします。

寒 川 町 長 山 上 貞 夫 様

平 成 2 0 年 1 1 月 日

寒 川 町 ま ち づ く り 推 進 会 議

会 長 森 澤 徳 文